

## 役員在任規程

(目 的)

第1条 一般財団法人日本車両検査協会の役員の在任期間についてはこの規程の定めるところによる。

(在任期間)

- 第2条 役員の在任期間は、原則として65歳に達する日までとする。ただし、任期中に当該役員の年齢が65歳に達した場合は、任期満了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事長及び専務理事の在任期間は70歳に達する日までとし、非常勤の理事長の在任期間は75歳に達する日までとする。ただし、任期中に当該役員の年齢が前記の年齢に達した場合は、任期満了の日までとする。
- 3 役員の知識及び経験が業務運営上特に必要である場合は第1項及び第2項の限りでない。ただし、理事会及び評議員会の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。